

皆さんのご意見をお聴かせください

越谷市開発指導要綱の条例化

(2)

市では、「越谷市開発指導要綱」の条例化に取り組んでいます。条例案を作成する際の参考とするため、皆さんのご意見、ご要望等をお聴かせください。(市のホームページhttp://www.city.kos.higaya.saitama.jpでも同じ内容を掲載しています)。

越谷市開発指導要綱とは

本市の公共公益施設や建築物の建て方等のルールを定めたもので、住宅および中高層建築物などの新築等を行う場合や宅地分譲、駐車場および資材置場など土地利用の変更を行う場合に、道路の後退や建築物の高さ等について市民の皆さんや関係者の皆さんにご理解、ご協力をいただきながら行っている制度です。

（主な内容）

災害時における緊急車両等の

交通を可能とする道路幅員6m以上の確保

- 建築物の階数制限（商業系用途地域は10階以下、その他の用途地域は8階以下）
- 防災や衛生面の低下を未然に防止するための敷地100m²以上の確保等

しました。

越谷市開発指導要綱の成果

開発指導要綱によるまちづくりは、市民の皆さんおよび関係業界の方にご理解・ご協力をいただきながら、道路、公園、教育施設、下水道等の公共公益施設の整備等に多くの成果を上げ、市民生活における環境整備の充実に寄与してきました。

本市における昭和30年代後半からの急激な人口増加は、ミニ開発等を多数生じさせるなどさまざまな弊害や住環境の悪化を招きました。特にミニ開発（狭小宅地）は法の制限外であったため、その対策は市が独自に考えていかなければなりませんでした。このため、昭和49年6月に良幅を重点項目に掲げる中、着実にその成果を上げ、越谷市独自の重要なまちづくりの要素となっています。

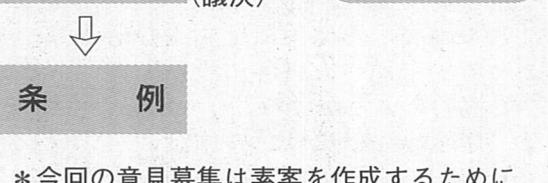
特に、生活基盤の骨格をなす道路については、6m以上の拡幅を重点項目に掲げる中、着実にその成果を上げ、越谷市独自の重要なまちづくりの要素となっています。

このように、開発指導要綱が生活環境の向上に果たしてきた役割は非常に大きく、今や越谷市のまちづくりに不可欠な存在になっています。

なぜ条例化を行うのか

第3次総合振興計画の趣旨である「協働のまちづくり」（役割と責任の異なる市民の皆さんと市とが補完・協力して進めるまちづくり）の考えに基づき、制定以来27年が経過した開発指導要綱について、その内容を前提としつつ、市民の皆さんや関係者の皆さんのご意見等を参考に必要な見直しを行い、今後の社会状況等に適応した仕組みとするため条例化するものです。

今後の流れ(予定)



*今回の意見募集は素案を作成するために行うものです(上記●)。また、素案を作成しだい、パブリックコメント(素案に対するご意見等の募集やそれに対する市の回答の公表)を行う予定です

参議院埼玉県選出議員選挙の結果

(敬称略・得票順)

| | | | | |
|---|--------|---------|-----------|---|
| 当 | 佐藤 泰三 | 704,496 | (30,494) | 票 |
| 当 | 高野 博師 | 562,370 | (26,348) | 票 |
| 当 | 山根 隆治 | 419,181 | (21,505) | 票 |
| 当 | 阿部 幸代 | 376,501 | (17,329) | 票 |
| 当 | 小宮山 泰子 | 345,810 | (11,682) | 票 |
| 当 | 早川 忠孝 | 126,000 | (5,085) | 票 |
| 当 | 天辰 武夫 | 108,237 | (4,597) | 票 |
| 当 | 林 寛子 | 66,676 | (2,868) | 票 |
| 当 | 小川 駿也 | 24,853 | (830) | 票 |
| 当 | 加藤 盛雄 | 19,568 | (789) | 票 |
| 当 | 山口 節生 | 14,072 | (638) | 票 |
| 当 | 村田 文一 | 12,144 | (419) | 票 |
| 当 | 今澤 雅一 | 5,170 | (185) | 票 |

投票率 52.61%(52.11%)

*カッコ内は、越谷市選挙管理委員会確定の数字です

彩の国まごころ国体の開催が正式決定されました



7月26日に開催された彩の国まごころ国体越谷市実行委員会設立総会

越谷市での開催が次のように決まりました。
市では「彩の国まごころ国体」の開催を市民の方とともに盛り上げるよう、今後、さまざまなイベントでPR活動を展開します。ご協力を願いします。

●夏季大会 平成16年9月11日～14日
（会場） 越谷市文化会館
●秋季大会 平成16年10月23日～28日
（会場） 越谷市民球場、総合体育館

埼玉県では、彩の国まごころ国体の開催時に全国から来る選手・監督が一般的家庭に宿泊するホームステイの愛称を募集しています。

＊参考：ガンバッ亭(H12・富山国体)、くろしお快援隊(H14・高知国体)

＊参考：ガンバッ亭(H12・富山国体)、くろしお快援隊(H14・高知国体)

＊参考：336-0011-31たま市高砂

＊参考：3の13の3埼玉県衛生会館内

＊参考：048-830-7366、

FAX 048-830-4799

7、電子メールa0170498@pref.saitama.jp、

ホームページhttp://www.pref.saitama.jp/A05/BA00/kokutai/home.h

「ホームステイ」の愛称を募集します

入し、8月20日(月)までに左記へ。作品は自作で未発表のもの。1人で複数の作品の応募可。

*参考：ガンバッ亭(H12・富山国体)、くろしお快援隊(H14・高知国体)

＊参考：336-0011-31たま市高砂

＊参考：3の13の3埼玉県衛生会館内

＊参考：048-830-7366、

FAX 048-830-4799

7、電子メールa0170498@pref.saitama.jp、

ホームページhttp://www.pref.saitama.jp/A05/BA00/kokutai/home.h

＊参考：336-0011-31たま市高砂

＊参考：3の13の3埼玉県衛生会館内

＊参考：048-830-7366、

FAX 048-830-4799

7、

地方公務員法に基づき制度化 市職員の再任用制度

高齢社会に対応し、培つた能力を活用

高齢社会に対応し、公務で培つた知識経験を活用するため、定に基づき、定年退職した職員を再び任用するため「越谷市職員の再任用条例」の制定を予定しています。そこで制度の概要についてお知らせします。

【制度導入の背景】

わが国では、他の先進国に例をみない早さで高齢化が進んでいます。全人口に対する65歳以上の占める割合をみると、平成7年に14・6%、12年には17・3%、17年には19・7%、22年には22・3%に達すると予想されています。(注1)この高齢化の進展は少子化とあいまって、さまざまな分野で影響を及ぼすものとされ、その対応が早く求められています。

そのひとつが、社会保障負担の増加です。これに対応するために改正されました。その内容は年金の支給開始年齢を現在の60歳から65歳へと段階的に引き上げるというものです。高齢化の進展で年金の支給総額が増大し、その負担を現役世代だけに求めることは厳しく、高齢者自身にも「働く」という負担を求めざるを得ない状況にあります。

2つめに、若年人口の減少があげられます。急激な高齢化に伴い、労働力人口の年齢構成も急速に高齢化していくことが予想され、わが国の経済活動を維持していく上で、高齢者を労働力として活用することが必要です。

効力として活用することが必要であると見込まれています。

【高齢者雇用は官民共通の課題】

このように高齢者雇用の中でも「高齢者雇用」を積極的に推進し、若年労働人口の不足を補うとともに、社会負担の軽減を図ることは官民共通の重要な課題となつてきます。この高齢者雇用の推進については、平成8年7月に閣議決定された高齢社会対策大綱に基づき、各種の施策が講じられています。

民間部門では、平成12年4月に「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」が改正され、事業主には65歳までの継続雇用の努力義務が課せられています。そのためのほか、継続雇用を支援するための給付制度も設けられています。国調査によると、定年を定めている企業の約7割が再雇用や勤務延長などの継続雇用の制度を導入しているとされています。

地方公共団体を取り巻く行政第一線で業務にあたることに勤務形態は、常時勤務と短時間勤務の2通りがあります。常勤務者は、正規職員と同様の勤務となり、短時間勤務者は、16時間から32時間の間で任命権者が定めることになっています。短時間勤務者の給与は勤務時間や勤務日数などに応じて減額することができます。

【再任用職員は定数内管理】
(注1) 推計は国立社会保険障・人口問題研究所資料。高齢化率7%以上を「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」といいます。日本は平成6年に14%を超えています。

【ご意見をお寄せください】
この制度についてのご意見は、封書、はがき、またはEメールで年齢・性別・職業を記入し、人事課(☎343-8501)越ヶ谷4の2の1)、アドレスhttp://www.city.koshigaya.saitama.jpへ。
問人事課人事担当☎963-9163

改正に伴い、定年退職する職員を再び任用するための条例を議会に提案しています。

越谷市が予定している再任用制度の枠組みは、国や全国の自治体の制度とほぼ同様のもので、その概要は次のとおりです。

【給与は現役時代のおよそ6割、業務は本格的業務】

この制度では定年退職した職員を地方公務員法の規定に基づいて、満額年金の支給開始年齢を上限として、選考により1年を超えない範囲で任期を定めて再び任用できるものとします。

勤務形態は、常時勤務と短時間勤務の2通りがあります。常勤務者は、正規職員と同様の勤務となり、短時間勤務者は、16時間から32時間の間で任命権者が定めることになっています。短時間勤務者の給与は勤務時間や勤務日数などに応じて減額することができます。

【再任用職員は定数内管理】
(注1) 推計は国立社会保険障・人口問題研究所資料。高齢化率7%以上を「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」といいます。日本は平成6年に14%を超えています。

21世紀初頭に到来する本格的な高齢社会に対応し、高齢者の雇用を推進しながら適切な人材を確保し、効率的に行政を推進することができます。

原則、定数として管理することとし、定員の増大を招かないような仕組みとなっています。

政の環境は厳しい状況にあります。そのため、市は事務の合理化や組織の見直しなど行政改革に取り組みつつ、行政サービスはいかいする高齢者の探索サービス事業を開始しました。このサービスは、まず、在宅で介護する家族などに対し、位置探索端末機を貸し出します。そして、その端末機を持った高齢者がはいかいした時に、PHS通信網を利用して現在

7月から、痴ほうにより、位置を探索し、家族が保護することを支援するものです。なお、申込金の全額およびサービス利用料の75%の助成があります。詳しくは、高齢福祉課へお問い合わせください。

問高齢福祉課☎963-9163

市職員・市立病院職員を募集します

●市職員

市では、平成14年4月1日付採用の職員を募集します。

○募集職種

▽事務系

大学院卒業(見込み可)の学歴を有し昭和49年4月2日以降に生まれた方

▽消防士

両眼とも、裸眼で0・3以上

まれた方

▽精神保健福祉士

精神保健福祉士資格取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方

▽作業療法士

作業療法士免許取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方

▽看護師

看護師免許取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方

▽精神保健福祉士

精神保健福祉士資格取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方

▽看護師

看護師免許取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方

で0・3以上(または裸眼視力0・1以上かつ矯正視力1・0以上)であり、色覚が正常な方で、大学卒業以上(見込み可)の学歴を有し昭和51年4月2日以降に生まれた方。

▽精神保健福祉士

精神保健福祉士資格取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方。

▽作業療法士

作業療法士免許取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方。

▽看護師

看護師免許取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方。

▽精神保健福祉士

精神保健福祉士資格取得者で、昭和41年4月2日以降に生まれた方。

高齢者探索サービスを開始しました

位置を探索し、家族が保護することを支援するものです。なお、申込金の全額およびサービス利用料の75%の助成があります。詳しくは、高齢福祉課へお問い合わせください。

問高齢福祉課☎963-9163

このサービスは、まず、在宅

で介護する家族などに対し、

位置探索端末機を貸し出します。そして、その端末機を持った高齢者がはいかいした時に、PHS通信網を利用して現在

7月から、痴ほうにより、

はいかいする高齢者の探索サ

ービス事業を開始しました。

このサービスは、まず、在宅

で介護する家族などに対し、

位置探索端末機を貸し出しま

す。そして、その端末機を持っ

た取り組みの中で再任用職員も

に、社会負担の軽減を図ること

については支給しないことと

しています。再任用前と比べる

と、年収額では、同じ勤務時間

でおよそ6割に減額されます。

勤務形態は、常時勤務と短時

勤務となります。常

勤務の2通りがあります。

常勤務者は、正規職員と同様の

勤務となり、短時間勤務者は、

16時間から32時間の間で任命権

者が定めることになっています。

短時間勤務者の給与は勤務時

間勤務の2通りがあります。常

勤務形態は、常時勤務と短時

勤務となります。常

勤務の2通りがあります。

常勤務者は、正規職員と同様の

勤務となり、短時間勤務者は、

16時間から32時間の間で任命権

者が定めることになっています。

短時間勤務者の給与は勤務時

間勤務の2通りがあります。

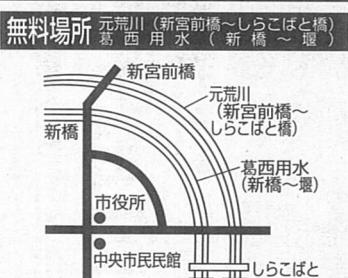
常勤務者は、正規職員と同様の

勤務となり、短時間勤務者は、

16時間から32時間の間で任命権

者が定めることになっています。

みんなで釣りを楽しもう
入漁無料券を発行
釣りをするには入漁券が必要です。
下記の券をお持ちの人は、無料です。
＊リールでの釣りはご遠慮ください
問合せ 商業観光課☎963-9191



入漁無料券 8月12日(日)

- 本券は常時携帯し、係員の指示があった場合はご提示ください
- 本券は1人1枚、当日限り有効です
- ごみは必ず持ち帰りましょう

對次の①～④すべてに該当する方①市内在住の方、または居住しようとする勤労者、②同一事業所に引き続き2年以上勤務している方、③自己資金だけでは住宅を確保することが困難と認められる方、④家族収入を含み返済しながら生活できる方、内増改築、宅地購入、住宅購入（中

費家賃・食費・管理費、介護保
険自己負担金1割(月額約13万
2000円×15万円)。詳しくは
左記へ **問**英樹苑 **☎**971-1
310

◆介護保険適用痴ほう対応型共同生活介護(グループホーム)
祥樹苑

利用する

お知らせ

越谷市役所
〒343-8501 越ヶ谷4-2-1
代表電話 964-2111

校にあります）を安田信託銀杏
浦和支店に郵送またはお持ちく
ださい 國埼玉県交通安全課

応募する

第27回
越谷市民まつり(9月30日)
参加者募集

アリーマーケット出店募集

もの　■　8月15日(水まで)。応募
方法(自薦・他薦含む)など詳
しくは応募・推薦用紙(市役所
総合受付、建築住宅課、各出
所、各公民館、図書館等にあり
ます)をご覧ください。問越父
市建築景観賞事務局(建築住宅
課内)　☎ 963-9235

新鮮な野菜がズラリと並びます

◆第11回越谷市建築景観賞作品
市内に建築されていて、現在使用されている建築物、その他構築物またはそれらの複合体で、次のいずれかに該当するもの（市の施工にかかるものは除く）
（）△まちなみや周辺の景観と良く調和しているもの
□公開性のある空間を確保することなどにより、地域社会への配慮をしているもの
△優れたデザイン、色彩等により、まちの景観を先導しているもの
△その他の

◆放送大学学生 応募する

第27回 越谷而民主 加賀町長選挙

《交通安全パレード》
(1)オープニングパレード…
越ヶ谷小学校→市役所。②
越谷第二公園→市役所。一
パレードとコンテストパレ
ドを実施。コンテストパレ
ドは仮装・歌・踊り・標語
で交通安全を訴えることを
的として実施。コンテスト
加団体に各賞や団体育成資
を贈ります (2)フィナーレ
レード：新平和橋→市役所
▽応募資格：市内の団体お
び企業 ▽申込み：8月10
金までに左記へ(電話可)
説明会：①8月28日(火、午

6時30分から。②9月1日午後2時から。いずれも市民会館第13～15会議室。
△応募資格：宮利を目的しない市内の市民団体
△み：8月10日(金)までに、をお持ちのうえ直接左記（電話不可）。応募多数のは抽せん△説明会：9月11日(土)、午前10時から。中民会館第17会議室△そ
△参加無料。事前に細菌が
が必要です。間越谷市民
り実行委員会（商業観光課

△フリー・マーケット出店募集

▽日時：9月30日(日)、午前9時～午後4時(雨天中止)

▽場所：越谷土木事務所東側
道路(藤だな通り)

品：家庭内の不用品(食料品は除く)、▽応募資格：市内在住で営利を目的としない方

▽募集区画：80区画 ▽参 加費：2000円 ▽申込み：8月17日(金)(必着)まで、往復はがきに住所・氏名・電話番号・販売品目を記入し、左記へ。応募多数の場合は抽せん。問：越谷市民まつり実行委員会フリー・マーケット係(〒343-8501越ヶ谷4の2の1商業観光課内) ▽96

| 開講日 | 講座内容 |
|--------------|-------------------------------------|
| 8/23 (木) | 入学式 学長講話 |
| 8/28 (火) | みんなで楽しく レクリエーション |
| 9/4 (火) | 福祉サービス利用援助事業 あんしんサポートねっと! |
| 9/18 (火) | 知っておこう 高齢者の食生活と口腔ケア |
| 9/25 (火) | 知っておこう 介護・福祉機器の使い方 |
| 10/2 (火) | 暮らしの中の社会参加 |
| 10/9 (火) | ①ワシントンポスト・マーチ (ビデオ) ②高齢者の健康管理 |
| 10/16 (火) | 「かしこい消費者ー 悪徳商法から身を 守るために」 |
| 10/23 (火) | みんなで考え楽しくスタンツ |
| 10/30 (火) | 京都の史跡と歴史① |
| 11/6 (火) | 京都の史跡と歴史② |
| 11/21 (水) | この途この人 卒業式 |

※時間は10:00～12:00です

越谷しらとばと基金 市では、ふるさと創生の1億円をもとに、「越谷しらこばと基金」を設置し、利子收入の一部を活用して助成を行っています。

▽助成対象事業…次の4つの分野の調査研究・創作発表・人材育成および実践等に関する活動が対象です。①環境の保

全お
国際
振興
市し
で審
助成
治的
業、特
とす

| |
|--|
| <p>金</p> <p>は助成の対象となりません。</p> <p>▽対象事業の実施期間：平成14年3月31日までに実施する事業</p> <p>▽応募資格：市内在住または活動の本拠を有する団体・個人</p> <p>▽応募方法：8月31日(金)までに、書類(企画課、各公民館にあります)に必要な事項を記入し左記へ</p> <p>問企画課市民活動支援担当</p> <p>963-9122</p> |
| けやき荘(5日・13日休 くすのき荘(6日・12日 →) 問高齢福祉課 |
| 963-9170、けやき荘 965-5822、くすのき 荘 979-6600 |
| 村定の個人・団体等を対象 る事業、定期的・恒例的な 事業 |
| (②)アメニティの創造 (③)文化交流の推進 (④)スポーツの振興。越谷 らこばと基金運営委員会 査のうえ、経費の一部を します。當利目的事業、政 、宗教的目的を有する事 |

第27回 越谷市民文化祭 参加者募集

6時30分から。②9月1日午後2時から。いずれも市民会館第13～15会議室。
△応募資格：宮利を目的しない市内の市民団体
△み：8月10日(金)までに、をお持ちのうえ直接左記（電話不可）。応募多数のは抽せん△説明会：9月11日(土)、午前10時から。中民会館第17会議室△そ
△参加無料。事前に細菌が
が必要です。間越谷市民
り実行委員会（商業観光課

△フリー・マーケット出店募集

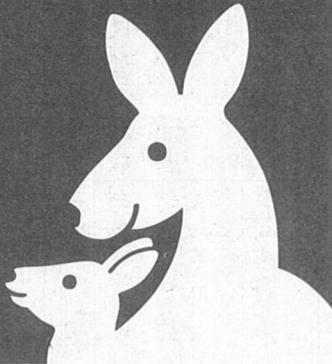
▽日時：9月30日(日)、午前9時～午後4時(雨天中止)

▽場所：越谷土木事務所東側
道路(藤だな通り)

品：家庭内の不用品(食料品は除く)、▽応募資格：市内在住で営利を目的としない方

▽募集区画：80区画 ▽参 加費：2000円 ▽申込み：8月17日(金)(必着)まで、往復はがきに住所・氏名・電話番号・販売品目を記入し、左記へ。応募多数の場合は抽せん。問：越谷市民まつり実行委員会フリー・マーケット係(〒343-8501越ヶ谷4の2の1商業観光課内) ▽96

HEALTH & LIFE
健康と暮らし
問合せは各施設へ



保健センター
☎343-0022
東大沢1-12-1

☎978-3511

み順)。50歳以上の方は希望によりX線検査が受けられます(1人10人) 費300円(X線検査は800円追加) オルバスター

●歯科健診・相談 時8月22日(水)午後1時30分~
3時 内歯科健診、歯科相談治療は行いません)

時8月6日(月)から
8月30日まで

●基本健康診査・胃がん・大腸がん・子宮がん検診 時11月30日まで

●夏休み体験学習「母と子の料理教室」 時8月23日(木)午前9時~11時

(10組) 内計測と育児相談等

●骨粗しきょう症検査 時8月22日(水)午後1時30分~
内かかとの骨の超音波による

●教室・学級 時9月22日(土)午前10時~正午

●相談 時8月29日(水)午前9時~午後3時

●乳幼児栄養相談 時8月29日(水)午前9時~午後3時

●乳・中学生のための栄養相談 時8月27日(月)午前9時~午後3時

●ご協力ください 時8月29日(水)午前9時~午後3時

●8月の献血予定 時8月

| 月 | 日 | 曜 | 会 | 場 | 月 | 日 | 曜 | 会 | 場 | | | | | | | | | |
|-------------------|-------------|------------|------------------|------------|-------------|-----------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|----------|----------|----------|--------|--------|
| 10 3 | 10 2 | 9 1 | 9 28 | 9 27 | 9 26 | 9 25 | 9 21 | 9 20 | 9 19 | 9 18 | 9 17 | 9 14 | 9 13 | 9 12 | 9 11 | 9 10 | 月 曜 | 会 場 |
| 水 火 サンシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 金 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 11 9 | 11 2 | 10 1 | 10 31 | 10 30 | 10 29 | 10 26 | 10 25 | 10 24 | 10 23 | 10 22 | 10 19 | 10 18 | 10 17 | 10 16 | 10 15 | 10 14 | 月 曜 | 会 場 |
| 金 保健センター | 木 桜井南小学校 | 水 荻島公民館 | 火 新方公民館(なのはな) | 木 越谷保健所 | 水 越谷保健所 | 火 越谷保健所 | 木 越谷保健所 | 水 越谷保健所 | 火 越谷保健所 | 木 木 | 水 水 | 火 火 | 木 木 | 水 水 | 火 火 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 12 水 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 金 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 13 木 保健センター | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 14 火 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 15 水 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 16 木 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 17 火 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 18 水 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 19 木 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 20 火 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 21 水 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 22 木 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 23 火 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 24 水 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 25 木 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 26 火 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 27 水 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 28 木 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 29 火 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 30 水 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |
| 31 木 サシティ | 木 大間野小学校 | 木 南体育馆 | 水 東越谷小学校 | 火 新方交流館 | 木 保健センター | 水 蒲生公民館(パコム) | 火 大相模公民館 | 木 第一体育館 | 水 北越谷公民館 | 火 増林公民館 | 木 出羽公民館 | 木 北部市民会館 | 水 北部市民会館 | 火 木 | 木 木 | 木 木 | 月 曜 | 会 場 |

国民健康保険健康診断 結核・肺がん検診日程表

受け付け時間は各会場とも午後1時～2時30分

内越谷市国民健康保険に加入している方を対象に健康診断を実施します。該当する方は「基本健康診査(集団)受診票」をお

送りします。検査内容は▽基本検査：問診・診察・血液検査(肝・腎機能、貧血等)・尿検査(肝・胆管・胰臓等)▽選択的検査：心電図・糖代

謝血液検査

月9日(金)
2時30分
対昭和11年4月1日～41年3月31日に生まれた被保険者の方(65歳以上の方は、別途お送りした「各種健(検)診のお知らせ」を参照のうえ、お近くの実施医療機関をご利用ください)

費基本検査は無料。選択的検査は100円



越谷市医師会
越谷市立病院
965-2221
山下 真之

男性型脱毛症について

Q 26歳の男性です。最近洗髪時や睡眠中に抜け毛も増えたような気がします。

市販の育毛剤をつけていますがあまり効果がないようです。また、以前に比べて髪の細くなつた気がします。

A 毛には毛周期(ヘアサイクル)と呼ばれる周期があります。これを大きく分けると毛がどんどん伸びる「成長期」と、抜け落ちる「休止期」、その間の「移行期」

どうしたら良いのでしょうか。

ということになります。一般的に経験する抜け毛は、この休止期に入った毛でだれでも1日約100本は抜けかわっていきます。すなわち、ある程度の抜け毛は生理的な脱毛と考えられ心配は不要です。しかし、髪の毛が細くなるのは、どのタイプの脱毛症でも認められる「軟毛化」と呼ばれる現象で、脱毛症の初期現象と考えていいかと思います。もし、額の生え際か頭頂部が薄くなり始めているとしたら、男性型脱毛症がベースにあることが考えられます。

男性型脱毛症は、早い人では思春期ごろから始まります。育毛剤については、主としてこの男性型脱毛症を対象に開発されていますが、効果は非常に緩やかなので、半年くらい根気よく続けて少しずつ抜け毛が減ってきた場合は、その薬は効果ありと考えて良いでしょう。

しかし自己判断で、血行改善を試したり悩んだりする前に専門の皮膚科医を受診し、正しい診断のもとに治療を始めることをおすすめします。治療は長期にわたることが多いですが、少しずつ改善していくのであきらめないことが肝

*軽装で、受診票と上履きをお持ちのうえ、昼食を済ませておいでください。

*駐車場には限りがありますので、なるべくお車での来場はご遠慮ください。

*軽装で、受診票と上履きをお持ちのうえ、昼食を済ませておいでください。

*駐車場には限りがありますので、なるべくお車での来場はご遠慮ください。

*軽装で、受診票と上履きをお持ちのうえ、昼食を済ませておいでください。

*駐車場には限りがありますので、なるべくお車での来場はご遠慮ください。

*軽装で、受診票と上履きをお持ちのうえ、昼食を済ませておいでください。

*駐車場には限りがありますので、なるべくお車での来場はご遠慮ください。

*軽装で、受診票と上履きをお持ちのうえ、昼食を済ませておいでください。

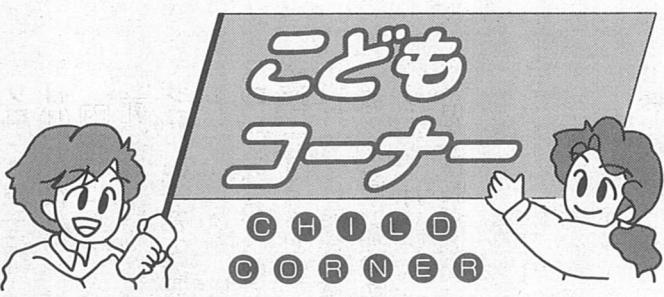
*駐車場には限りがありますので、なるべくお車での来場はご遠慮ください。

*軽装で、受診票と上履きをお持ちの

こし がや し こ けん しょう 越谷市子ども憲章

平成10年11月3日制定

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな
仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。
自立一わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。
責任一わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。
健康一わたしたちは、生命を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。
感謝一わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”的気持ちを持ち続けます。
環境一わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。



A black and white photograph showing three students in a greenhouse. They are standing in front of rows of potted plants, looking down at them. The student on the left is wearing a light-colored t-shirt and shorts. The student in the middle is wearing a dark t-shirt and shorts. The student on the right is wearing a light-colored t-shirt and shorts.

学校紹介

A decorative graphic consisting of several 3D-style rectangular blocks stacked vertically. The top block has the character 'な' (na). The second block from the top has 'ん' (nn). The third block from the top has 'で' (de). The fourth block from the top has 'も' (mo). The bottom block has 'ランキン' (Ranking) written on it in a bold, sans-serif font.

花いっぱいの学校をめざしています

A black and white portrait of a young boy with dark hair, smiling. He is wearing a dark jacket over a light-colored shirt. The background is slightly blurred, showing what appears to be outdoor foliage or trees.

▲紹介してくれた6年生の深谷春奈さん

*次回は千間台小です

明正小は1年中きれいな花に囲まれています。卒業式は、自分たちで育てた花で会場をかざり、卒業生を送っています。

結果は1位があさがお、2位がノースポール、3位がチューリップでした。

午前5時間授業やふれあいタイムなど、他校とはちがう取り組みがあります。また、花いっぱいの学校をめざして「1人2鉢運動」にも取り組んでいます。そこで、「明正小で育てた好きな花ベスト3」のアンケートをとつてみました。

⑯ 明正小学校

明正小で育てた好きな花ベスト3

1位 あさがお

2位 ノースポール

3位 チューリップ

明正小は、各学年1クラスで全校児童151人の小さな学校ですが、みんなとっても元気です。

●応募のしかた●

1. はがきに答えと住所、氏名(ふりがな)、性別、学校名、学年、広報を読んだ感想などを書いてください。

2. シメキリは8月15日消印のものまでです。

3. あて先は〒343-8501越谷市役所「広報こしがや」こどもクイズ係まで。

4. 正解10人のお友達に記念品をおくります。正解者多数の場合は抽せん。

5. 応募できる人は市内に住む小・中学生です。

6. 当せん者は広報こしがやお知らせ版9月号で発表します。

① イスタンブール
 ② 大阪
 ③ トロント
 ④ パリ
 ⑤ 北京

●当選者 (敬称略)

| 7月号 (348回) | 応募21通 | 正解19通 |
|------------|---------------------------|-------|
| ●こたえ | ③水上ラエステエバル | |
| 中村耕平 | 横内友美 | 宮崎仁美 |
| 中方小2年 | 美樹恵一 | 和龍司 |
| 大間野小3年 | 坂上勝美 | 大多和龍司 |
| 南越谷小5年 | 中澤かほり | 横内耕平 |
| 大沢小5年 | 小平あかね | 宮崎耕平 |
| 大間野小6年 | 飯野亮太郎 | 中野貴絵 |
| 林小6年 | これからも、どんどんこどもクイズに応募してね。広報 | 坂上仁美 |
| 南小6年 | を読んだ感想も書いてね。 | 南南 |
| 中1年 | | 進中2年 |

ことでもクイズ
 とうせんしゃ

各種相談

*相談はすべて無料です

市民 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階第1相談室。日常生活全般における相続、債権、債務、離婚、賠償等法律上の問題を含んだ民事関係や市政に関するについて。問合せ／市民生活課☎963-9156

法律 毎週水曜日（祝日の場合は翌日）。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。毎週火曜日（祝日の場合は月曜日）、午後1時から市民生活課で予約受け付け（電話のみ）。定員8人。法律上の諸問題について弁護士が応じます（交通事故を除く）。申込みが多いため、上記の市民相談もご利用ください。問合せ／市民生活課☎963-9156

交通事故 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階第1相談室。交通事故による補償問題、手続きなどについて。問合せ／市民生活課☎963-9156

交通事故（弁護士）毎月第3火曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。当日午前9時から市民生活課で電話予約受け付け。定員8人。問合せ／市民生活課☎963-9156

行政 每月第2金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。行政上の諸問題について。問合せ／市民生活課☎963-9156

行政書士 每月第1金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。電話不可。内容証明、契約、示談、相続、遺言、告訴、告発、法律文書、会社設立、営業許可、農地転用、開発許可、金銭貸借問題、家事問題等について。問合せ／市民生活課☎963-9156

登記 每月第1水曜日。午前9時～正午。中央市民会館4階相談室。登記、供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について司法書士と土地家屋調査士が応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

不動産 每月20日。午前10時～午後3時。埼玉県宅建協会越谷支部（市役所駐車場横）。不動産に関するこどもに弁護士と相談員が応じます。問合せ／埼玉県宅建協会越谷支部☎964-7611

人権 每月第3木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館5階第7会議室。人間関係や人権問題について。問合せ／同和対策課☎963-9119

人権 每週月曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時。さいたま地方法務局越谷支局。問合せ／さいたま地方法務局越谷支局人権擁護課☎966-1321

税務 每月第1月曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

税務 每月第2火曜日（8月は休み）。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。贈与、譲渡、相続等の国税について。問合せ／市民生活課☎963-9156

税務（関東信越税理士会越谷支部）毎週月曜・木曜日。午後1時～4時。越谷税理士会税務指導所（赤山町3-3-4草島商店3階、越谷税務署前）。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／関東信越税理士会越谷支部☎962-6131

消費生活 月曜～金曜日（祝日、8/13日（月）～15日（水）を除く）。午前9時30分～午後3時30分。中央市民会館4階消費生活センター。商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブルなどについて。問合せ／消費生活センター☎965-8886

公共事業用地補償（中央用地対策連絡協議会）毎月第2・4木曜日（祝日を除く）。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。公共事業に伴う土地の買収や建物移転などについて。問合せ／街路課用地係☎963-9224

内職 每週火曜・木曜日（祝日を除く）。午前10時～午後3時30分（受け付けは午前10時～正午、午後1時～3時）。中央市民会館4階相談室。内職の相談、あっせん、求人の相談について。問合せ／産業振興課労政係☎964-2111

労働（社会保険労務士）毎週金曜日（祝日を除く）。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。賃金、労災、雇用、厚生年金などについて。電話可。問合せ／産業振興課労政係☎964-2111

高齢者職業 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後5時（受け付けは午前9時～11時30分、午後1時～4時30分）。中央市民会館4階相談室。高齢者の就職あっせん、求人の相談について。問合せ／産業振興課労政係☎964-2111

経営（中小企業診断士）8月1日（水）、15日（水）、9月5日（水）、19日（水）。午前10時～午後4時。中央市民会館4階相談室。事業経営上の問題や経営相談について。電話可。問合せ／商業観光課商業係☎963-9191

越谷パートバンク 火曜～土曜日（祝日を除く）。午前9時～午後5時（受け付けは午前9時～11時、午後1時～4時）。越谷コミュニティセンター2階。パートタイマーの就職あっせん、求人の相談について。問合せ／越谷パートバンク☎988-1717

教育 月曜～土曜日（祝日を除く）。午前9時30分～午後5時（電話相談は午後9時まで）。越谷市教育相談所（東越谷3-10-7）。いじめ、不登校、非行、発達相談等。対象は幼児～高校生。申込み・問合せ／越谷市教育相談所☎966-6833

家庭児童 月曜～金曜日（祝日を除く）。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室。電話可。しつけや習慣、不登校、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います。問合せ／児童福祉課児童福祉係☎964-2111

・まちのわだい タウンピート・



莊厳な舞で観客を魅了

こしがや能楽まちづくり推進事業の一環として行われている「こしがや新能」が、7月15日、日本文化伝承の館こしがや能楽堂で開催されました。主催は、越谷市、越谷市教育委員会、こしがや能楽まちづくり推進事業実行委員会。この日は、仕舞、狂言、能が次々と演じられました。狂言では演者のこつけいなしごとと会話に、会場のあちこちで笑い声があがりました。

また、3基のかがり火に照らしされたり舞台で演じられた能では、力強く莊厳な能舞が披露され、訪れた人々は、力強く庄重な能舞が披露され、訪れた人々は、その幽玄な雰囲気を満喫していました。



ゆでたてのおいしいおそばをどうぞ

7月17日、越谷市蕎麦商組合（篠田開組合長）が市立養護老人ホーム「順正苑」を慰問しました。これは、お年寄りにおいていそば、うどんを食べてもらおうと、毎年実施しているもので、今年で26回目になります。

午前9時から仕込みを始め、昼までにそば、うどん、天ぷらなどを用意。中には、お

かわりをする人もいました。

お年寄りたちは「毎年楽しみにしていてます。ゆでたてのそ

ばは、コシがあってとてもおいしい」「天

ぷらも揚げたてのアツツアツで最高」と、そばやうどんを味わっていました。



害虫を追いかけて今年も豊作

恒例の「虫追い」の行事が7月24日夜に行われました。これは、麦わらを束ねて作つたいまつに火をともし、稻につく害虫を駆除し、その年の豊作を祈るもので、江戸時代から続いている農村行事です。この日は、約120人の参加者が直径50センチ、長さ3～4メートルのたいまつに火をつけ、かねや太鼓を鳴らしながら「稻の虫、ホーイホー」という声に合わせ田畠の中を歩きました。参加した子どもたちは「農家の人は害虫を退治するのにとても苦労していたことが分かった」と話していました。

が詰めかけた多くの観客

第12回こしがや新能

幽玄の世界をたんの世界

お年寄りがそば・うどんに舌鼓

がふるまつらの蕎麦商組合

農村行事

北川崎で恒例の虫追い

火をともし

<8月放送分の主な内容>

- ・ほっと越谷がオープン
- ・彩の国まごころ国体開催決定

*番組は市のホームページ（アドレスは欄外に記載）から動画のまま見ることができます

*放送を収録したビデオテープ（前月分まで）を市役所広報広聴課、市立図書館、各公民館、こばと館（中央市民会館1階）で貸し出しています

ご意見、ご感想をお寄せください。

問合せ 広報広聴課広報担当☎963-9117

30分間の市政ニュース番組

テレビ広報番組

いきいき越谷

<放送日>

| テレビ埼玉 | テブコケーブルテレビ |
|------------|---|
| 8月19日(日) | 8月26日(日)～9月1日(土) |
| 9:30～10:00 | 6:00～6:30 12:00～12:30 |
| 8月20日(月) | 16:00～16:30 11:00～11:30 19:00～19:30 21:00～21:30 |

保存版

テレホンガイドこしがや

☎964-4000

24時間いつでも皆さんの知りたい情報を伝えします。

問合せ 広報広聴課
☎963-9117

ご利用方法

24時間
対応

お聞きになりたい項目のコード番号を確認してください。番号は各項目の最初にある3ケタの数字です。

2 964-4000に電話をしてください。

3 電話がつながるとご利用案内が流れます。案内が終わったら、お聞きになりたい項目のコード番号をダイヤルしてください。

4 続けてお聞きになりたいときは、10項目までご利用になれます。

◆機械の調整のため、ガイドを一時的に中断する場合がありますのでご了承ください
◆利用(電話・ファクス)する場合は、通話料がかかります
◆テレホンガイドこしがやの内容は順次更新しています。最新のコード番号は広報広聴課にお問い合わせいただくか、コード番号表(コード番号718)をご利用ください



お聞きになりたい項目のコード番号を確認してください。番号は各項目の最初にある3ケタの数字です。

① 964-4000に電話をしてください。

② 10秒後、「7」をゆっくりダイヤルしてください。

③ 5秒後、「100」をゆっくりダイヤルしてください。

④ 5秒後、お聞きになりたい項目のコード番号をゆっくりダイヤルしてください。

⑤ 5秒後、ファックスのスタート(通信)ボタンを押してください。

⑥ 7 愛話を聞いて、ファックスをお待ちください。

いざというときのために

- 休日・夜間病気になったら
211 休日・夜間診療の案内
- 212 休日病気になったら
213 救急車を利用するとき
- 214 休日歯がいたくなったら
■災害に備えて
221 災害に対する日ごろの備え
- 222 避難所、避難場所
■もしものとき
231 祭壇、斎場の使用および靈きゅう自動車の利用
- 232 市外の方の斎場使用
233 越谷市交通災害共済の加入

住まいと環境

- ごみ
241 資源回収奨励補助金交付制度
- 242 家庭ごみの分け方・出し方
243 粗大ごみ戸別有料収集の申し込み
- 浄化槽・し尿
251 合併処理浄化槽設置費補助金
- 道路・上下水道
261 道路照明灯の故障・カーブミラーの破損
262 上下水道料金の支払い
263 水道の新規申込み
264 水漏れを見ついたら
265 排水設備工事
266 水洗便所改造資金融資制度
267 下水道使用料
268 下水道事業受益者負担金
271 公共下水道で快適生活環境
272 これから公共下水道へつなぐ方へ
■ペット
275 犬を飼う場合
■住まい
281 市営住宅・県営住宅・公団住宅の入居
282 勤労者住宅資金貸付制度
■土地
291 農地を売買または貸借したいとき
292 農地転用をしたいとき
293 農地の埋め立てをしたいとき

住民登録や印鑑登録など

- 住民登録
331 市内に引っ越ししてきたとき(転入届)
332 市外へ引っ越しとき(転出届)
333 市内で住まいが変わったとき(転居届)
334 住民票の写しなどの証明書の申請
335 住民票の写し、戸籍証明などの郵便請求
336 外国人登録
■戸籍
351 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明(戸籍抄本)が必要なとき
352 出生届
353 死亡届
354 婚姻届
355 離婚届(協議離婚)
356 転籍届
■印鑑登録
361 印鑑登録
362 印鑑登録証明書の申請
■出張所・取次所
365 出張所の取り扱い業務
366 住民票の写し、戸籍証明の取次所利用

国民健康保険や国民年金など

- 国民健康保険
371 国民健康保険の加入の手続き
372 国民健康保険の脱退の手続き
373 高額療養費の申請
374 出産育児一時金の支給
375 祀祭費の支給
376 人間ドック検査料の助成
377 国民健康保険証の再交付
378 国民健康保険税
379 国民健康保険税の納期
380 国民健康保険税に関する証明書の請求
381 国民健康保険税の口座振替
382 胃検診助成
383 交通事故等の健康保険適用
384 退職者医療制度

市税や原付バイクの登録など

- 市税
421 個人市民税
422 法人市民税
423 軽自動車税
424 たばこ税
425 固定資産税
426 市税の口座振替
427 税の納期
428 市民税・県民税の申告
429 事業所税
431 市税に関する証明書の請求
432 固定資産税の評価証明の申請
433 固定資産課税台帳の総覧
434 建物を取り壊したとき
435 新築住宅の税の軽減
■原付バイク
441 原付バイクを登録するとき
442 原付バイクを廃車するとき
443譲ったとき、譲り受けたとき
444 所有者が引っ越しするとき、したとき
445 バイクが盗難にあったら
■その他
451 寄付募集の届け出
452 小口資金等融資制度

健 康

- 検診
481 基本健康診査
482 1歳6ヶ月児健康診査
483 3歳児健康診査
484 胃がん検診
485 大腸がん検診
486 結核・肺がん検診
487 乳がん検診・子宮がん検診
488 成人歯科健康診査
489 4か月児・10か月児健康診査
490 在宅訪問歯科健康診査
491 骨粗しょう症検診
■予防接種
492 予防接種
493 三種混合予防接種
494 日本脳炎の予防接種
495 はしかの予防接種
496 風疹の予防接種



497 ツベルクリン反応検査・BCG予防接種

498 ポリオ生ワクチン投与

■教室・予防・献血

511 母親学級

512 健康教室

513 乳幼児育児相談

514 育児教室

515 1歳6ヶ月児・3歳児継続相談

516 成人栄養相談

517 機能訓練

518 献血の案内

519 乳幼児栄養相談

520 離乳食教室

■市立病院

531 診療の案内

516 生民委員・児童委員

517 高齢福祉

521 在宅介護支援センター

522 覆盆乾燥サービス

523 自立支援家事サービス

524 自立支援通所サービス

525 生活支援短期宿泊事業

526 食事サービス

527 ねたきり老人等手当

528 ねたきり老人等手当

529 高齢者探索サービス

530 日常生活用具の給付

531 緊急通報システム

532 高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成

533 高齢者等住宅改修整備助成

534 居室整備資金融資

535 敬老祝金制度

536 外国人高齢者福祉手当

537 老人クラブ

538 シルバーカレッジ

539 いきいき農園

540 越谷市シルバーハウスセンター

541 敬老会

542 養護老人ホーム

543 軽費老人ホーム(ケアハウス)

544 治療付介護ベッドの貸し出し

545 介護保険在宅サービス利用者負担軽減

546 介護保険のしくみ

547 介護保険の加入者と保険料

548 介護サービスを利用するには

549 介護保険で利用できるサービスの種類

550 サービスを受けたときの利用者負担

福祉

■母子・児童福祉

551 乳幼児医療費支給制度

552 児童手当

553 児童扶養手当

554 特別児童扶養手当

555 ひとり親家庭等医療費助成

556 保育所入所

557 家庭保育室

558 リフレッシュ・緊急保育

559 保育ステーション

560 子育てサロン

561 児童の心臓手術助成

562 JRT通勤定期券の特別割引

■障害福祉

563 体身障害者手帳・療育手帳の交付

564 重度心身障害者医療費の助成

565 心身障害者扶養共済制度

566 重度身体障害者日常生活用具の給付

567 在宅心身障害者(児)短期入所事業

568 福祉タクシー利用券

569 ガイドヘルパー派遣事業

570 全身性障害者介護人派遣事業

571 自動車運転免許取得費の助成

572 ことばの治療相談室

573 ホームヘルプサービス

574 訪問入浴サービス

575 聰聰障害者等福祉カード

576 知的障害児通園施設「みのり学園」

577 肢体不自由通園施設「あけぼの学園」

578 知的障害者通所授産施設「しらこばと職業センター」

579 更生病療の給付

580 補助器具の交付・修理

581 重度身体障害者日常生活用具の給付

582 在宅心身障害者(児)短期入所事業

583 福祉タクシー利用券

584 ガイドヘルパー派遣事業

585 介護付医療費の助成

586 介護付医療費の助成

587 介護付医療費の助成

588 介護付医療費の助成

589 介護付医療費の助成

590 介護付医療費の助成

591 介護付医療費の助成

592 介護付医療費の助成

593 介護付医療費の助成

594 介護付医療費の助成

595 介護付医療費の助成

596 介護付医療費の助成

597 介護付医療費の助成

598 介護付医療費の助成

599 介護付医療費の助成

600 介護付医療費の助成

601 介護付医療費の助成

602 介護付医療費の助成

603 介護付医療費の助成

604 介護付医療費の助成

605 介護付医療費の助成

606 介護付医療費の助成

607 介護付医療費の助成

保存版

テレホンガイドこしがや

☎964-4000

24時間いつでも皆さんの知りたい情報を伝えします。

問合せ 広報広聴課
☎963-9117

ご利用方法

24時間
対応

① お聞きになりたい項目のコード番号を確認してください。番号は各項目の最初にある3ケタの数字です。

② 964-4000に電話をしてください。

③ 電話がつながるとご利用案内が流れます。案内が終わったら、お聞きになりたい項目のコード番号をダイヤルしてください。

④ 続けてお聞きになりたいときは、10項目までご利用になれます。

- ◆機械の調整のため、ガイドを一時的に中断する場合がありますのでご了承ください
- ◆利用(電話・ファクス)する場合は、通話料がかかります
- ◆テレホンガイドこしがやの内容は順次更新しています。最新のコード番号は広報広聴課にお問い合わせいただくか、コード番号表(コード番号718)をご利用ください



① お聞きになりたい項目のコード番号を確認してください。番号は各項目の最初にある3ケタの数字です。

② 964-4000に電話をしてください。

③ 10秒後、「7」をゆっくりダイヤルしてください。

④ 5秒後、「100」をゆっくりダイヤルしてください。

⑤ 5秒後、お聞きになりたい項目のコード番号をゆっくりダイヤルしてください。

⑥ 5秒後、ファクスのスタート(通信)ボタンを押してください。

⑦ 受話器を置いて、ファクスをお待ちください。

いざというときのために

- 休日・夜間病気になったら
 - 211 休日・夜間診療の案内
 - 212 休日病気になったら
 - 213 救急車を利用するとき
 - 214 休日歯がいたくなったら
- 災害に備えて
 - 221 災害に対する日ごろの備え
 - 222 避難所、避難場所
- もしものとき
 - 231 祭壇、斎場の使用および靈きゅう自動車の利用
 - 232 市外の方の斎場使用
 - 233 越谷市交通災害共済の加入

住まいと環境

- ごみ
 - 241 資源回収奨励補助金交付制度
 - 242 家庭ごみの分け方・出し方
 - 243 粗大ごみ戸別有料収集の申し込み
- 浄化槽・し尿
 - 251 合併処理浄化槽設置費補助金
- 道路・上下水道
 - 261 道路照明灯の故障・カーブミラーの破損

国民健康保険や国民年金など

- 国民健康保険
 - 371 国民健康保険の加入の手続き
 - 372 国民健康保険の脱退の手続き
 - 373 高額療養費の申請
 - 374 出産育児一時金の支給
 - 375 葬祭費の支給
 - 376 人間ドック検査料の助成
 - 377 国民健康保険証の再交付
 - 378 国民健康保険税
 - 379 国民健康保険税の納期
 - 380 国民健康保険税に関する証明書の請求
 - 381 国民健康保険税の口座振替
 - 382 胃検診助成
 - 383 交通事故等の健康保険適用
 - 384 退職者医療制度
- 国民年金
 - 391 国民年金の加入手続き
 - 392 国民年金保険料の納付・前納割引制度
 - 393 国民年金保険料の免除制度
 - 394 就職・退職時の届け出
 - 395 配偶者の扶養になったとき、はずれたとき
 - 396 年金受給者や加入者が亡くなったとき

497 ツベルクリン反応検査・BCG予防接種

498 ポリオ生ワクチン投与

■教室・予防・献血

- 511 母親学級
- 512 健康教室
- 513 乳幼児育児相談
- 514 育児教室
- 515 1歳6か月児・3歳児継続相談
- 516 成人栄養相談
- 517 機能訓練
- 518 献血の案内
- 519 乳幼児栄養相談
- 520 離乳食教室
- 市立病院
- 531 診療の案内

福祉

- 母子・児童福祉
 - 541 乳幼児医療費支給制度
 - 542 児童手当
 - 543 児童扶養手当
 - 544 特別児童扶養手当
 - 545 ひとり親家庭等医療費助成
 - 546 保育所入所
 - 547 家庭保育室
 - 548 リフレッシュ・緊急保育

616 民生委員・児童委員

- 高齢福祉
 - 621 在宅介護支援センター
 - 622 寝具乾燥サービス
 - 623 自立支援家事サービス
 - 624 自立支援通所サービス
 - 625 生活支援短期宿泊事業
 - 626 食事サービス
 - 627 老人医療費の助成
 - 628 ねたきり老人等手当
 - 632 高齢者探索サービス
 - 633 日常生活用具の給付
 - 634 緊急通報システム
 - 635 高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成
 - 636 高齢者等住宅改造整備助成
 - 637 居室整備資金融資
 - 640 敬老祝金制度
 - 641 外国人高齢者福祉手当
 - 642 老人クラブ
 - 643 シルバーカレッジ
 - 644 いきいき農園
 - 645 越谷市シルバー人材センター
 - 646 敬老会
 - 647 養護老人ホーム
 - 651 軽費老人ホーム(ケアハウス)
 - 652 浴槽付介護ベッドの貸し出し
 - 655 介護保険在宅サービス利用者負担軽減

■選挙

- 735 公職の候補者等の寄付の禁止
- 736 選挙権と投票所入場整理券
- 737 不在者投票
- 738 郵便による不在者投票
- その他
 - 745 自治会への加入
 - 746 ボランティア保険制度
 - 747 越谷市建築景観賞
 - 748 越谷市住まいの情報館

施設の利用

- 福祉・健康
 - 751 児童館(コスモス・ヒマワリ)
 - 752 老人福祉センター(けやき荘・くすのき荘)
 - 753 保健センター
 - 754 越谷市民保養施設「おがの山荘」
- 文化・教養・コミュニティ
 - 761 越谷コミュニティセンター
 - 762 中央市民会館
 - 763 北部市民会館
 - 764 交流館
 - 765 公民館
 - 766 図書館
 - 767 日本庭園「花田苑」
 - 768 日本文化伝承の館こしがや能楽堂



■浄化槽・し尿
251 合併処理浄化槽設置費補助金
■道路・上下水道
261 道路照明灯の故障・カーブミラーの破損
262 上下水道料金の支払い
263 水道の新規申込み
264 水漏れを発見したら
265 排水設備工事
266 水洗便所改造資金融資制度
267 下水道使用料
268 下水道事業受益者負担金
271 公共下水道で快適生活環境
272 これから公共下水道へつなぐ方へ
■ペット
275 犬を飼う場合
■住まい
281 市営住宅・県営住宅・公団住宅の入居
282 勤労者住宅資金貸付制度
■土地
291 農地を売買または貸借したいとき
292 農地転用をしたいとき
293 農地の埋め立てをしたいとき

住民登録や印鑑登録など

■住民登録
331 市内に引っ越してきたとき（転入届）
332 市外へ引っ越すとき（転出届）
333 市内で住まいが変わったとき（転居届）
334 住民票の写しなどの証明書の申請
335 住民票の写し、戸籍証明などの郵便請求
336 外国人登録
■戸籍
351 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明（戸籍抄本）が必要なとき
352 出生届
353 死亡届
354 婚姻届
355 離婚届（協議離婚）
356 転籍届
■印鑑登録
361 印鑑登録
362 印鑑登録証明書の申請
■出張所・取次所
365 出張所の取り扱い業務
366 住民票の写し、戸籍証明の取次所利用



393 国民年金保険料の免除制度
394 就職・退職時の届け出
395 配偶者の扶養になったとき、はずれたとき
396 年金受給者や加入者が亡くなったとき
397 国民年金の請求

市税や原付バイクの登録など

■市税

421 個人市民税
422 法人市民税
423 軽自動車税
424 たばこ税
425 固定資産税
426 市税の口座振替
427 税の納期
428 市民税・県民税の申告
429 事業所税
431 市税に関する証明書の請求
432 固定資産税の評価証明の申請
433 固定資産課税台帳の縦覧
434 建物を取り壊したとき
435 新築住宅の税の軽減



■原付バイク

441 原付バイクを登録するとき
442 原付バイクを廃車するとき
443 譲ったとき、譲り受けたとき
444 所有者が引っ越しするとき、したとき
445 バイクが盗難にあったら

健 康

■検 診

481 基本健康診査
482 1歳6か月児健康診査
483 3歳児健康診査
484 胃がん検診
485 大腸がん検診
486 結核・肺がん検診
487 乳がん検診・子宮がん検診
488 成人歯科健康診査
489 4か月児・10か月児健康診査
490 在宅訪問歯科健康診査
491 骨粗しょう症検診



■予防接種

492 予防接種
493 三種混合予防接種
494 日本脳炎の予防接種
495 はしかの予防接種
496 風しんの予防接種

544 特別児童扶養手当
545 ひとり親家庭等医療費助成
546 保育所入所
547 家庭保育室
548 リフレッシュ・緊急保育
549 保育ステーション
550 子育てサロン
551 児童の心臓手術助成
552 入院助産制度
553 家庭児童相談室
554 子育て電話相談室
555 学童保育室
556 母子・寡婦福祉資金貸付制度
557 ひとり親家庭児童就学支度金
558 里親制度
559 ファミリー・サポート・センター
561 ひとり親家庭等介護人派遣
562 JR通勤定期券の特別割引



■障害福祉

571 身体障害者手帳・療育手帳の交付
572 重度心身障害者医療費の助成
573 心身障害者扶養共済制度
574 障害児福祉手当・特別障害者手当
575 重度心身障害者手当

■各種相談

576 知的障害児通園施設「みのり学園」
577 肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」
578 知的障害者通所授産施設「しらこばと職業センター」
581 更生医療の給付
582 補装具の交付・修理
583 重度身体障害者日常生活用具の給付
584 在宅心身障害者（児）短期入所事業
585 福祉タクシー利用券
586 ガイドヘルパー派遣事業
587 全身性障害者介護人派遣事業
588 自動車運転免許取得費の助成
591 自動車改造費用の助成
592 ことばの治療相談室
593 ホームヘルプサービス
594 訪問入浴サービス
595 聴覚障害者等福祉カード
596 知的障害者地域生活援助事業
597 難病患者等日常生活用具給付事業
598 知的障害者介護人派遣事業
599 障害児（者）生活サポート事業
600 知的障害者日常生活用具の給付
601 障害者福祉センター「こばと館」
602 ハートフル通信事業

647 養護老人ホーム
651 軽費老人ホーム（ケアハウス）
652 浴槽付介護ベッドの貸し出し
655 介護保険在宅サービス利用者負担軽減
656 介護保険のしくみ
657 介護保険の加入者と保険料
658 介護サービスを利用するには
659 介護保険で利用できるサービスの種類
660 サービスを受けたときの利用者負担

教 育

■小・中学校

661 小・中学校の入学手続き
662 小・中学校の転校手続き

■援助制度

671 幼稚園就園奨励費補助金制度
672 就学援助制度
673 入学準備金貸付制度

暮らしおの相談

■各種相談

681 市民相談
682 交通事故相談
683 弁護士による法律相談（予約制）
684 弁護士による交通事故相談（予約制）
685 市民生活課の各種相談
686 消費生活相談
687 内職相談
688 経営相談
691 労働相談



市政情報

■メッセージ

711 市長からのメッセージ

■広報・広聴

712 広報「こしがや」の発行
713 市政移動教室
714 情報公開制度
715 テレビ広報番組「いきいき越谷」
716 個人情報保護制度

■事 業

721 越谷レイクタウン事業
722 こしがや能楽まちづくり推進事業
723 越谷しらこばと基金助成事業

■通 信

727 越谷コミネット
728 越谷市ホームページ

■市 議 会

731 市議会の傍聴・会議録の閲覧・市議会だよりの発行



764 交流館
765 公民館
766 図書館
767 日本庭園「花田苑」
768 日本文化伝承の館こしがや能楽堂
771 東埼玉資源環境組合（リユース）
772 生涯学習センターの施設の貸し出し
773 生涯学習メニュー《TRY》
774 生涯学習リーダーバンク
775 生涯学習クラブ・サークル・団体ガイド
776 青少年センター
■スポーツ・レクリエーション
781 総合体育館
782 屋外体育施設
783 地域体育館
784 緑の森公園越谷市弓道場
■自然
791 キャンベルタウン野鳥の森
792 あだたら高原少年自然の家
793 しらこばとキャンプ場



越谷市の紹介、催し物

821 概要
822 歴史
823 越谷市民憲章
824 越谷市の歌
825 市章
826 人口と世帯数
827 越谷市子ども憲章
828 越谷市福祉憲章
829 文化総合誌「川のあるまち－越谷文化」
841 姉妹都市
851 越谷だるまと越谷ひな人形
852 桐タンスと桐箱
853 越谷手焼きせんべい
861 越谷市の指定文化財
862 大聖寺
863 越ヶ谷久伊豆神社
864 見田方遺跡
865 越谷市内の円空仏
■催し物
871 年間行事ガイド



市民の声

882 市民の声（ご意見等を録音します。
録音時間は5分間です）
718 テレホンガイドコード番号表(ファックスでの取りだしになります)

コード番号は平成13年8月1日現在のものです

□音声ガイドでお伝えしている各項目の問合せ先電話番号の市内局番は、あたまに9がつく3ケタになりますのでご注意ください